

発議第 3 号

令和 5 年 3 月 2 日

高根沢町議会議長 神林秀治 様

提出者 高根沢町議会議員 横須賀忠利

高根沢町議会議員 阿久津信男

高根沢町ちよつ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の指定管理
の調査に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり高根沢町議会会議規則第 13 条第 1 項及び
第 2 項の規定により提出します。

高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の指定管理の調査に関する決議

地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次のとおり高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の指定管理の事務に関する調査を行うものとする。

記

1 調査事項

高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の指定管理について

- ① 特定非営利活動法人まちづくりちよっ蔵高根沢との指定管理契約事務手続きに関して
- ② 指定管理者に対する指定管理料に関して

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条及び高根沢町議会委員会条例第 5 条の規定により特別委員会を設置し、これに付託して行う。

委員会の名称：高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の指定管理に関する調査特別委員会

委員の定数：13 名

3 調査権限

本議会は、1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の権限を高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路の調査特別委員会に委任する。

4 調査期限

高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路調査特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことが出来る。

【提案理由】

調査の目的

町の公共施設である高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路は、指定管理として特定非営利活動法人まちづくりちよっ蔵高根沢(以下、「法人」という。)に業務を委託しているが、町が行った指定管理者の選定方法及び契約に関して違法な事務を行っている疑いがある。

また、法人に指定管理委託料を支出しているが、予算の積算及び支出に関して不適切な事務を行っている疑いがある。

これまで情報公開請求を行ってきたが、これらの疑いについて事実関係が不明確であり、議会として真相を究明すべきである。

そこで、行政執行の筋道を正すためにも調査が必要である。

調査事項

① 法人との指定管理契約事務手続きに関して

次期指定管理者の選定方法として、非公募として法人を選定したことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条5項の規定から「私的独占」にあたる為、法律違反の疑いがある。

また、指定管理者との委託契約が「高根沢町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に違反している疑いがある。

関係する議案：第409回議会定例会(令和3年9月)議案第22号高根沢町ちよっ蔵広場及び宝積寺駅東西連絡通路に係る指定管理者の指定について

② 指定管理者に対する指定管理料に関して

これまで町が指定管理者である法人に対し支出した指定管理料のうち、平成29年度から令和3年度分の指定管理料が予算の積算根拠に対して、町が執行した金額及び法人が執行した金額に疑義がある為確認したい。

また、町監査委員による法人の審査方法についても疑義がある為確認したい。

さらに、指定管理委託として、令和4年度から令和8年度までの5年間で90,190千円と予算が決定したが、この金額の内訳や決定方法について不明な点がある為確認したい。